

テレキューブサブスクリプションサービス利用規約

お客様（以下「甲」といいます）は、株式会社ブイキューブ（以下「乙」といいます）が提供するテレキューブサブスクリプションサービスを利用するに当たり、本規約に同意いただくものとします。なお、本規約により提供されるサービスは、法人のお客様を対象にしており、本規約は民法 548 条の 2 が定める定型約款に該当します。

第 1 条（総則）

本規約は、甲乙間のテレキューブ（以下「対象物件」といいます）に関するサブスクリプション（賃貸借）取引（以下「個別取引」といいます）に適用され、テレキューブサブスクリプションサービスについての甲乙間の条件を定めることを目的とします。乙は、サブスクリプションサービスに関して、複数のプラン（以下「サブスクリプションプラン」といい、乙によって都度変更されます）を準備し、甲に提示します。個別取引における対象物件の詳細等は、サブスクリプションプランに応じて見積書・申込書等の書面（以下、総称して「発注書面」といいます）に記載のとおりとします。甲が申込書を乙に提出し、乙が承諾することにより、個別取引が成立し、当該申込をすることによって、本規約を契約の内容とする旨に同意したときに、本規約の個別の条項についても同意したものとみなされます。

第 2 条（賃貸借）

乙は、甲に対し、対象物件を甲乙で合意した場所（以下、「本件設置場所」といいます）において設置し、甲に貸し渡すものとし、甲はこれを借り受けるものとします。

第 3 条（所有権）

対象物件の所有権は乙に帰属します。

第 4 条（引渡し）

1. 乙は、発注書面に記載の引渡し日において、対象物件を本件設置場所にて、甲に対して引渡し、甲はその設置状況その他の必要事項を確認の上、これを借り受けます。
2. 前項の設置等、引渡しに要する費用は、サブスクリプションプランにより異なります。
3. 正当な理由がないにもかかわらず、甲が引渡しに応じない場合、甲は乙に生じた損害、その他費用を賠償するものとします。

第 5 条（利用料金）

1. 対象物件の利用料金は、引渡し日の翌日から発生するものとし、発注書面に記載のとおりとします。
2. 利用料金は、原則として、サブスクリプションプランの期間に応じた一括払いとし、発注書面に記載のとおりとします。

第 6 条（保証金）

1. 乙は、必要に応じて、甲に対して、自己が負担する債務を担保するための保証金の差入れを求めることができます。
2. 保証金が差し入れられた場合、乙は、甲が本規約及び個別の取引に基づく債務の全部または一部の履行を怠ったときは、いつでも前項の保証金をもってその債務の弁済に充てることができます。この場合において、甲は乙に対し、充当に供された額をすみやかに差し入れる義務を負います。
3. 利用期間が終了し、対象物件が甲から乙に返還されたときは、返還の日から 1 週間以内に、乙は甲に対し、乙の甲に対する一切の債権を控除した保証金の残額を返却します。

第 7 条（遅延損害金）

甲は利用料金など、本規約に基づく金銭の支払いを怠ったとき、支払期日の翌日からその完済に至るまで、支払うべき金額に年 14.6%（1 年に満たない端数期間については、1 年を 365 日として日割り計算による）を乗じた遅延損害金をお支払いいただきます。

第 8 条（利用期間）

対象物件の利用期間は、1 カ月単位でサブスクリプションプランに応じた期間までとし、発注書面に記載のとおりとします。なお、甲からの解約の申出がない場合、利用期間はサブスクリプションプランに応じた期間ごとに自動更新されます。

第 9 条（対象物件の品質保証）

1. 乙は甲に対して、対象物件を現状有姿にて引き渡します。甲は、対象物件に品質上の問題がある場合には、引渡し後 15 日以内に乙に通知するものとし、この場合、乙は無償で対象物件の修理等を行います。なお、引渡し後 15 日

経過までに、甲より何らの通知もない場合、対象物件に品質上の問題がなかったものとみなします。

2. 利用期間中、対象物件に故障、性能の欠陥等（以下、総称して「故障等」といいます）が生じ、対象物件が正常に作動しない場合は、甲は速やかに乙に通知するものとします。
3. 故障等の発生原因が甲または甲のお客様の責に帰すべき事由（以下、総称して「甲の責」といいます）による場合、甲の費用負担により乙が対象物件を修理等をするものとします。

第10条（対象物件の管理）

1. 甲は乙から賃借した対象物件を善良なる管理者の注意をもって使用し、管理するものとします。
2. 甲は対象物件について、本件設置場所を変更しないものとし、また、第三者に譲渡、賃貸もしくは担保に供してはなりません。
3. 乙は対象物件の使用状況、管理状況を検査する目的で、対象物件の設置場所に立ち入ることができます。ただし、立ち入る日時等は事前に甲と調整し、決定するものとします。

第11条（消耗品）

乙は甲に対し、利用期間中、対象物件の利用に必要な消耗品を甲に供給します。なお、具体的な消耗品の詳細及び供給の条件については、乙の定めるところによるものとします。

第12条（免責）

乙は、甲による本規約違反、戦争、内乱、天災地異等の不可抗力、その他乙の責に帰すべき事由によらない対象物件の使用不能に対して、一切責任を負いません。また、通常使用による対象物件の劣化又は損耗、甲又は第三者による対象物件の修理等を原因とする損傷等についても、乙は責任を負わないものとします。

第13条（対象物件の損害賠償）

1. 対象物件が、天災地変、その他、甲乙いずれの責に帰することのできない不可抗力により、滅失または使用不能になった場合、個別取引は消滅します。
2. 対象物件が、使用方法、取り扱いの不備など、甲の責に帰する原因により毀損した場合、又は、甲の過失により、対象物件が盗難または滅失した場合、甲は乙に対して、乙に生じた損害を賠償するものとします。
3. 乙の責に帰すべき事由により甲に損害が生じた場合、乙は、対象物件の利用料金のサブスクリプションプランに応じた期間分を上限として、甲に賠償するものとします。

第14条（第三者の損害賠償）

甲による対象物件の使用、保管に起因して（ただし、乙の責に帰すべき事由に起因する場合は除きます）第三者に対し、人的・物的損害が発生した場合は、甲の責任において、当該第三者に生じた損害を賠償すると共に、当該第三者との紛争を自己の責任と費用負担において解決するものとします。

第15条（禁止事項）

甲は、以下の行為を行わないものとします。

- ①対象物件に、新たに装置・部品・付属品などを付着させること、また既に付着しているものを取り外すこと
- ②対象物件の改造、または性能・機能を変更すること
- ③対象物件を本来の用途以外に使用すること
- ④対象物件を当初に設置した場所から他の場所に移動させること
- ⑤対象物件に表示された所有者の表示や標識を乙の承諾なしに抹消したり、取り外したりすること

第16条（届出）

1. 甲は、合併、会社分割、株式移転、株式交換、事業譲渡、資本減少その他営業上重大な変更をしようとするときは、乙に対し、あらかじめ書面により通知するものとします。
2. 甲は、会社代表者、商号、本店所在地、主要株主、その他経営に関する重要な事項に関して変更が生じた場合には、直ちに乙に対し、書面により通知するものとします。

第17条（利用期間終了後の処理）

1. 利用期間が終了したとき、甲は以下のいずれかを選択できます。
 - ①解約：利用期間終了の90日前まで（ただし、6か月未満のサブスクリプションプランの場合は30日前まで）に乙に通知することが必要です。
 - ②利用期間の延長：甲からの通知がない場合、自動的にサブスクリプションプランに応じた期間延長されます。
 - ③対象物件の乙への返還
2. 前項③を選択した場合、甲は、直ちに対象物件を現状に回復のうえ、甲が指定する返還期日までに対象物件を返還します。返還方法は甲乙協議のうえで定めるものとします。返還期日までに甲が返還できない場合、甲は、月額

利用料金の二倍に当たる金額を遅延損害金として乙に支払うものとします。また、対象物件に、通常使用を原因としない異常劣化、故意・重過失による破損があるとき、乙は甲に対して相応の金額を請求できるものとします。なお、引き取り費用は甲の負担とします。

第 18 条（契約解除）

1. 乙は、甲が以下の各号の一に該当したときは、本条第 7 号から 10 号の事由については催告の上、その他の事由については催告を要せずに、個別取引を解除することができます。
 - ① 第三者から差押、仮差押、仮処分を受けたとき
 - ② 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申し立てをし、またはこれらの申立を受けたとき
 - ③ 解散決議のための手続を開始したとき
 - ④ 支払停止もしくは支払不能に陥ったとき、または手形交換所から不渡処分もしくは取引停止処分を受けたとき
 - ⑤ 連絡が取れないなど、所在が不明となったとき
 - ⑥ 財産状態が著しく悪化し、またはそのおそれがあると合理的に認められる相当の事由があるとき
 - ⑦ 甲が利用料金などの支払を怠ったとき
 - ⑧ 甲が対象物件について必要な維持・管理を行わなかったとき、あるいは法令その他で定められる使用方法に違反したとき
 - ⑨ 対象物件が盗難にあった場合、もしくは対象物件が滅失し、または毀損し使用不能となったとき
 - ⑩ 本規約のいずれかの条項に違反したとき
 - ⑪ その他本規約の円滑な履行が困難になったとき、または信用不安が生じるなど債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき
2. 甲において、前項各号の一に該当する事由が生じた場合は、前項第 7 号から 10 号の事由については乙から甲に対する催告の上、その他の事由については催告を要せずに、甲は乙に対する一切の債務について期限の利益を失うものとし、直ちに当該債務を弁済する義務を負うものとします。

第 19 条（解約、解除時の引取り）

前条により個別取引が解約、解除された場合、乙はただちに対象物件を引き取るものとします。対象物件の引き取りは、原則として第 17 条第 2 項の定めに従うものとします。

第 20 条（権利義務の譲渡禁止）

甲は、事前の乙の書面による合意なくして、個別取引上の権利義務の全部または一部を第三者に譲渡もしくは担保に供してはならないものとします。

第 21 条（秘密保持）

甲は、本規約に定める債務の履行にあたり、乙より提供された技術上または営業上の情報を、対象物件の利用に必要な範囲を超えて使用してはならず、乙が特に秘密である旨を書面により指定した情報（以下、「営業秘密」という）を第三者に開示または漏洩してはならないものとします。

第 22 条（相当の事由がある場合の変更）

1. 乙は、甲の一般の利益に適合する場合のほか、社会情勢、経済事情、経営環境、税制の変動等の諸般の状況の変化、法令の変更、テレキューブサブスクリプションサービスに関する実情の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づいて、甲の事前の承諾を得ることなく、本規約の内容を変更できるものとします。
2. 乙は、前項の定めに基づいて本規約の変更を行う場合は、変更後の内容を、乙ウェブサイト上に表示し又は乙の定める方法により通知することで甲に周知するものとします。

第 23 条（反社会的勢力の排除）

1. 甲は、個別取引の開始日において、自らおよびそれぞれの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」と総称する。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明しかつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ① 暴力団等が経営を支配していると認められる関係をすること。
 - ② 暴力団が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用していると認められる関係を有すること。

- ④ 暴力団等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑤ その他暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 甲は、自らまたはそれぞれの役員もしくは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
- ① 暴力的な要求行為。
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ③ 乙との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為。
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為。
3. 甲又はその役員が、暴力団等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明したときは、乙は、催告を要しないで通知のみで、個別取引を解除することができ、解除に伴う措置については第18条第2項が適用されるものとします。
4. 前項の乙の権利行使により、甲または該当役員に損害が生じても、乙は一切の責任を負担しません。

第24条（訴訟管轄）

甲及び乙は、本規約又は個別取引に関し、訴訟の必要が生じたときは、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

2019年11月25日 制定
2020年2月1日 改定
2020年3月30日 改定